

一宮川流域懇談会規約 新旧対照表

改 正 後	現 行
一宮川流域<u>懇談会</u>規約 (名 称) 第1条 本会は、一宮川流域<u>懇談会</u>(以下「<u>懇談会</u>」という。)と称する。 (目 的) 第2条 <u>懇談会</u>は、河川管理者である千葉県知事が、<u>河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。</u> <u>なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</u> (<u>懇談会</u>及び<u>座長</u>の職務) 第3条 <u>懇談会</u>は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。 2 <u>懇談会</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。 3 委員は、千葉県知事が<u>依頼し、任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし再任を妨げない。</u> 4 <u>懇談会</u>には<u>座長</u>を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。 5 <u>座長</u>は、<u>懇談会</u>を代表し、会務を総括する。 6 <u>座長</u>に事故あるときは、あらかじめ<u>座長</u>が指名する委員がその職務を代行する。 7 (削除)	一宮川流域委員会規約 (名 称) 第1条 本会は、一宮川流域<u>委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」という。)と称する。 (目 的) 第2条 <u>委員会</u>は、河川管理者である千葉県知事が、<u>河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行うときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。</u> <u>河川管理者は、委員会での意見を尊重するものとする。</u> (<u>委員会</u>及び<u>委員長</u>の職務) 第3条 <u>委員会</u>は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。 2 <u>委員会</u>は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。 3 委員は、千葉県知事が<u>委嘱し、任期は2年とし再任を妨げない。</u> <u>なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 <u>委員会</u>には<u>委員長</u>を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。 5 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>を代表し、会務を総括する。 6 <u>委員長</u>に事故あるときは、あらかじめ<u>委員長</u>が指名する委員がその職務を代行する。 <u>7 委員長は、委員会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。</u>

(<u>懇談会</u>の招集) 第4条 <u>懇談会</u>は、<u>千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長</u>が招集する。 (ワーキンググループ) 第5条 <u>懇談会</u>の円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置く。 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって組織する。 3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。 (事務局) 第6条 <u>懇談会</u>の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。 (<u>懇談会</u>の公開) 第7条 <u>懇談会</u>の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。 (その他) 第8条 この規約に定めるもののほか、<u>懇談会</u>の運営に関し必要な事項は<u>千葉県知事が定める</u>。 第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附 則)この規約は、平成13年7月16日から施行する。 (附 則)この規約は、平成15年3月24日から施行する。 (附 則)この規約は、平成17年3月15日から施行する。 (附 則)この規約は、平成21年3月9日から施行する。 (附 則)この規約は、平成24年4月1日から施行する。 (附 則)この規約は、平成26年4月1日から施行する。	(<u>委員会</u>の招集) 第4条 <u>委員会</u>は、<u>委員長又は千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長</u>が招集する。 (ワーキンググループ) 第5条 <u>委員会</u>の円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置く。 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって組織する。 3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。 (事務局) 第6条 <u>委員会</u>の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。 (<u>委員会</u>の公開) 第7条 <u>委員会</u>の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。 (その他) 第8条 この規約に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は<u>委員会で定める</u>。 第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附 則)この規約は、平成13年7月16日から施行する。 (附 則)この規約は、平成15年3月24日から施行する。 (附 則)この規約は、平成17年3月15日から施行する。 (附 則)この規約は、平成21年3月9日から施行する。 (附 則)この規約は、平成24年4月1日から施行する。
--	--

別表1 一宮川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	4 名以内
河 川 利 用 者	3 名以内
関 係 住 民	9 名以内
関係市町村長	6 名以内
合 計	2 2 名以内

別表2 一宮川流域懇談会 ワーキング

幹事	千葉県県土整備部河川整備課	副 課 長
	千葉県県土整備部河川環境課	副 課 長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財保護室	室 員
	茂原市	次 長
	一宮町	関係課長
	睦沢町	関係課長
	長生村	関係課長
	長柄町	関係班長
	長南町	関係課長
事務局	千葉県長生土木事務所	関 係 課

別表1 一宮川流域委員会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	4 名以内
河 川 利 用 者	3 名以内
関 係 住 民	9 名以内
関係市町村長	6 名以内
合 計	2 2 名以内

別表2 一宮川流域委員会 ワーキング

幹事	千葉県県土整備部河川整備課	関係室長
	千葉県県土整備部河川環境課	関係室長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財保護室	室 員
	茂原市	次 長
	一宮町	関係課長
	睦沢町	関係課長
	長生村	関係課長
	長柄町	関係班長
	長南町	関係課長
事務局	千葉県長生土木事務所	関 係 課